

令和7年度女性起業家育成支援事業業務委託企画競争の実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示します。

令和7年6月2日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

女性起業家育成支援事業を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委託名 令和7年度女性起業家育成支援事業業務委託
- (2) 業務内容 別紙仕様書(案)のとおり
- (3) 委託期間 契約日から令和8年2月27日(金)まで
- (4) 概算予算額 総額4,000,000円
(消費税及び地方消費税(10%)を含む)以内
- (5) 支払条件 完了後払い
- (6) 契約保証 契約保証金(契約金額の10/100以上の額)
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②銀行等の金融機関の保証、③履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4及び岡山市契約規則(令和元年市規則第63号。以下「契約規則」という。)第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (3) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について(昭和61年市告示第120号)に基づき、岡山市一般競争(指名競争)入札参加資格有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。)に登載され、「役務」部門に登録があること。現在、有資格者名簿に登録のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別紙1に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けること。
- (4) 参加申請書の提出日から契約の相手方として決定されるまでの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申し

立てがなされている者（更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定を受けている者を除く。）でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日から令和7年6月23日(月)まで
仕様書等に関する質問受付	令和7年6月6日(金)午後3時まで
仕様書等に関する質問回答	令和7年6月11日(水)午後3時頃掲載
企画提案書の提出	令和7年6月11日(水)から令和7年6月23日(月) 午後5時15分 まで（必着） ・各日午前9時から正午、午後1時から午後5時15分
プレゼンテーションの実施	令和7年6月26日(木)の指定する時間
審査結果の通知	令和7年7月2日(水)頃

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）からダウンロードすること。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書（案）等に関する質問の受付及び回答

（1）質問書提出方法

「質問書」により、下記のメールアドレス宛に、件名を「令和7年度女性起業家育成支援事業業務委託・質問書」として、電子メールで送信後、電話により到着確認すること。

●メールアドレス：danjo@city.okayama.lg.jp ●電話：(086)803-1115

（2）回答方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他＞令和7年度）へ掲載する。

●ホームページアドレス：<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-17-0-0-0-0-0.html>

7 企画提案書等の提出

（1）提出期間

令和7年6月11日（水）から令和7年6月23日（月）午後5時15分まで（必着）

（2）提出方法

岡山市女性が輝くまちづくり推進課宛に持参又は郵送により提出期間内に提出すること。郵送の場合は「令和7年度女性起業家育成支援事業業務委託 企画提案書在中」と朱書きの上、一般書留又は簡易書留により提出すること。

持参の場合は岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休

日は除く。また、各日の受付時間は午前9時～正午及び午後1時～午後5時15分とする。

(3) 提出書類

①企画競争参加申請書（様式1）

②類似業務の実績（様式2）

令和2年4月以降で、国又は地方公共団体等が発注する「本件に類似した業務」を受託し完了した実績について記載すること。

また、可能であれば、その実績が確認できる書類（仕様書、契約書、実績証明書等）を添付すること。

③企画提案書（様式は自由）

ア 用紙は原則としてA4版、縦置き、横書き、左綴じ、両面印刷とすること。
ただし、表現の都合上、用紙及び記述の方法を一部変更することは差し支えない。

イ 仕様書（案）に定める各業務の実施方法を具体的に記載すること。また、以下に掲げる5項目に関しては必ず記載し、分かりやすい文章や図表等で提案すること。

項目1 女性の社会参画や女性起業家の裾野の拡大および育成に対する姿勢、考え方

項目2 仕様書（案）に定める各イベントやプログラム等の実施案
（方針、内容、回数、時間、開催時期、実施方法（個人情報の取扱いと管理方法を含む））

項目3 各イベントやプログラム等で想定している講師候補等の候補の現所属、氏名、略歴（候補者全員分）

項目4 事業を周知するための広報案
（広報手法や媒体、広報スケジュール、広報案等を記載すること。）

項目5 女性起業家育成支援にかかる独自提案

ウ 企画提案書は表紙等も含め、40ページ以内に収め、ページ番号を付けること。なお、表紙には企画提案内容を記載しないこと。

④事業の実施体制（様式は自由）

ア どのような体制及び人員で実施するのか、体制図及び業務スケジュールを作成すること。体制図には、人員ごとに本業務に従事する割合（％表示）を記載すること。

イ 本業務の業務責任者について、氏名、現所属、役職、担当業務を記載すること。

ウ 様式2に記載した業務へ携わった経験を有する場合は、その業務経験を記載すること。

エ オンライン対応が可能なことが分かる具体的な内容を記載すること。

⑤経費の積算表（様式は自由）

ア 仕様書（案）に記載されている全ての業務に係る経費について、詳細な項目、内訳、金額等を全て見積もること。

イ 見積書記載金額については、本業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税を含む）を別々に記載し、合計金額を明記すること。

⑥有資格者名簿に登載されている者と同等であることの認定を受けるための書類（該当者のみ）

（４）提出部数

①企画競争参加申請書 １部

②企画提案書

・提案事業所名（商号又は名称）の記載及び代表者印があるもの １部（正本）

・提案事業所名（商号又は名称）の記載がないもの ６部（副本）

※全ページ片面印刷とし、左上１か所をホッチキス止めすること。

（５）注意事項

①「企画競争参加申請書」には連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入すること。

②仕様書等に関する質問回答内容を確認のうえ、提出すること。

③提出期限までに提出されなかった提出書類は、いかなる理由でも受理しない。

④提出書類の提出期限後の差し替え、再提出は認めない。

８ 特定方法等

（１）審査体制

岡山市市民協働局事務事業委託審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

（２）審査方法

①委員会は、提出書類を用いたプレゼンテーションにより、審査項目について審査を行う。

②各委員は、評価基準をもとに１００点満点で審査し、全委員の合計得点により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

③委員の審査点数の平均点が、６０点未満の提案については特定しない。

④最適な提案者が複数あるときは、「（４）評価基準」の「No.2 イベント等やプログラム等の実施案」,「No3 イベント等やプログラム等の運営案」,「No4 イベント等やプログラム等の広報案」の合計得点が最も高い提案者を最適な提案者とする。

⑤上記④により最適な提案者の合計点数及び「（４）評価基準」の「No.2 イベント等やプログラム等の実施案」,「No3 イベント等やプログラム等の運営案」,「No4 イベント等やプログラム等の広報案」の合計得点が同じ場合は、くじ引きにより最適な提案者を特定する。

（３）プレゼンテーションの実施

①発表時間は１事業者につき２０分程度とし、その後委員から質問をする。

②ヒアリングに用いる資料は、事前に提出された企画提案書及び見積書に限る（プロジェクター等の機器の使用は不可）。

③ヒアリングの詳細な日時，場所については後日知らせる。

なお，提案者が1社の場合でもヒアリングを実施する。

(4) 評価基準

別紙1のとおり

(5) 提案者の失格

提案者の失格契約の相手方として決定するまでに提案者が，次のいずれかに該当する場合には失格とする。

①「3 参加資格」を満たさなくなった場合

②提出書類に虚偽又は不備があった場合

③契約の履行が困難と認められるに至った場合

④提案者が個別に委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合

⑤提案者がプレゼンテーションに出席しない場合

⑥見積額が概算予算額を超過している場合

⑦その他委員会で，本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面により通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったこと及び特定しなかった理由を書面により通知する。

9 契約書案

別紙「契約書（案）」のとおり

10 契約手続等

最適な提案者は，企画競争を実施した結果，最適な者として特定しただけであり，契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上，地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお，最適な提案者と協議が整わない場合，又は最適な提案者が契約締結するまでの間に，失格条件に該当した場合，次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

11 その他留意事項

(1) 提案書の作成，プレゼンテーションなど提出に関する費用は，すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は，事業受託者の選定以外には使用しない。

(3) 特定しなかった提案書は，原則として返却する。返却が不要な場合は，提出時にその旨を連絡すること。

(4) 提案書に虚偽の記載を行った場合，当該提案書を無効とするとともに，提案者に対しては指名停止を行うことがある。

(5) 提案書は，岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき

開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。

- (6) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (7) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (8) この企画競争は、本公示で定めるもののほか、岡山市契約規則及び岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱に定めるところによる。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課
（岡山市役所本庁舎7階） 担当：松川
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1115 FAX：(086)803-1845
電子メール：danjo@city.okayama.lg.jp